



必要なもの



令和7年4月1日以降にのみ経費の支払いがある予定の方

※年度をまたいで経費の支払いが発生する場合は別の申請です。

- 結婚新生活支援補助金対象世帯申込書（様式第2号） 

△ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書



- 必要 婚姻届けを郡上市に提出しておらず、かつ婚姻後の本籍地が郡上市ではない場合
- 不要 婚姻届けを郡上市に提出、または婚姻後の本籍地が郡上市であり、申請書「2同意及び確認（4）」に○がある場合

△ 夫婦の所得証明書または非課税証明書（申請時点で最新のもの【令和____年度所得証明書】）



- 必要 （申請が6月中旬までの場合）令和5年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分
（申請が6月中旬以降の場合）令和6年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分
※1月1日付で住民票があった市町村で発行できます。
- 不要 上記時点で郡上市に住民票があり、申請書「2同意及び確認（4）」に○がある方の分

△ 奨学金の返還額がわかる書類（通帳紙面の写し等）



- ※ 奨学金を返還している場合、所得金額から控除することができます。
- 例) ご夫婦の所得額（R5.1.1～R5.12.31）の合計 510万円
奨学金返還額（R5.1.1～R5.12.31） 30万円
＝所得額は480万円とみなします。